

議案第 26 号

三重地方税管理回収機構規約の変更に関する協議について

地方自治法第 286 条第 1 項の規定により、別紙のとおり三重地方税管理回収機構規約の変更をすることについて協議する。

令和 6 年 2 月 22 日提出

亀山市長 櫻井 義之

別 紙

三重地方税管理回収機構規約の変更に関する協議書

提案理由

一部事務組合の規約の変更に関して協議することについて、地方自治法第 290 条の規定により議会の議決を求める。

三重地方税管理回収機構規約の変更に関する協議書

三重地方税管理回収機構規約の一部を変更する規約を次のように定める。

三重地方税管理回収機構規約の一部を変更する規約

三重地方税管理回収機構規約（平成16年三重県指令地振第04-1021号）の一部を次のように変更する。

次の表の改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分を加える。

改正後	改正前
<p>(機構の共同処理する事務)</p> <p>第2条 機構は、次に掲げる事務を共同処理する。</p> <p>(1) 地方税法（昭和25年法律第226号）の規定に基づき、市町が賦課徴収することとされている地方税<u>並びに森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律（平成31年法律第3号）第7条の規定により個人の市町村民税の均等割及び個人の道府県民税の均等割の賦課徴収と併せて賦課徴収することとされている森林環境税に係る滞納事案のうち、関係市町の長から機構が引き受けた事案に係る滞納処分及びこれに関連する事務並びに滞納処分の執行の停止又は不納欠損処分をすることについての判定事務</u></p> <p>[(2) 略]</p>	<p>(機構の共同処理する事務)</p> <p>第2条 機構は、次に掲げる事務を共同処理する。</p> <p>(1) 地方税法（昭和25年法律第226号）の規定に基づき、市町が賦課徴収することとされている地方税に係る滞納事案のうち、関係市町の長から機構が引き受けた事案に係る滞納処分及びこれに関連する事務並びに滞納処分の執行の停止又は不納欠損処分をすることについての判定事務</p> <p>[(2) 略]</p>

備考 表中の [] の記載は注記である。

附 則

この規約は、三重県知事の許可の日から施行する。